(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度六分〇四秒

その他　一　存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十四日　防衛大臣　稲田　朋美

期　間　平成二十九年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月二十四日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東近江市宮荘町字五ノ坪一〇五番二から同市五個荘竜田町字高柳一四六番七まで	前	一一・八二～一二・六三メートル	〇・二五八キロメートル
	後	一二・七五～一五・八三メートル	〇・二五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○中国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
供用開始の期日　平成二十九年四月二十四日	下関市松屋本町一丁目九三一番二八から同市清末東町四丁目三七一番三まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○北海道開発局告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十四日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十八号
(三)　占用を制限する区域　北海道上川郡清水町南八条四丁目一五番一から同町字清水第一線五〇番一まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月二十四日
(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十四日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号
(三)　占用を制限する区域　北海道留萌郡小平町字臼谷一四三番四から留萌市三泊町一八五番二まで
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月二十四日
(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百九号

平成二十八年北海道開発局告示第二百六十一号により定めた石狩川水系空知川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第四項の規定により準用する同条第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十四日　北海道開発局長　今　日出人